

くるみ介護医療院 短期入所療養介護 運 営 規 程

医療法人社団 榎の木会

(事業の目的)

第1条 医療法人社団 檜の木会が設置する、くるみ介護医療院（以下「事業所」という）において実施する指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、介護医療院の円滑な運営管理を図るとともに、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所療養介護の提供においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養介護の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

指定介護予防短期入所療養介護の提供においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の介護予防及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の介護予防及び療養生活の質の向上及び心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、療養を妥当適切に行うものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の利用後においても、利用前と同様のサービスの受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名 称 くるみ介護医療院
- 2 所在地 富山県射水市大島北野48番地
- 3 形 態 医療機関併設型介護医療院

(従業者の職種及び員数)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員 大島くるみ病院長と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 3名以上(常勤換算にて)
医師は入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 薬剤師 0.4名以上(常勤換算にて)
薬剤師は、施薬、処方及び服薬指導を行う。
- (4) 看護職員 8.4名以上(常勤換算にて)
看護職員は、医師の指示に基づき入所者の病状及び心身の状況に応じ看護の提供に当たる。
- (5) 介護職員 10名以上(常勤換算にて)
介護職員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ介護の提供に当たる。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 必要数
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師等その他の職種のものと共同し、リハビリテーション実施計画を作成するとともに、効果的な機能訓練を行えるよう指導する。
- (7) 栄養士 1名以上(大島くるみ病院と兼務)
栄養士は、必要な栄養管理や栄養食事相談等を行う。
- (8) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務にあたる。
- (9) 診療放射線技師 必要数
診療放射線技師は、必要な検査を行う。
- (10) 事務員 必要数
事務員は、必要な事務を行う。

(指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の利用定員)

第5条 事業所の入所定員は、1日50名とする。

I型療養床の入所定員：50名

(定員の順守)

第6条 事業所は入所者の定員及び病室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない場合はこの限りではない。

(指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の内容)

第7条 指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の内容は、次のとおりとする。

- (1) 医療及び看護
- (2) 医学的管理下における介護（入浴、排泄、オムツの取替え、着替え等の介助、その他日常生活のお世話）
- (3) 食事の提供
- (4) 栄養管理
- (5) 機能訓練
- (6) 相談及び援助
- (7) 送迎

(利用料等)

第8条 指定短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)によるものとする。

2 指定介護予防短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)によるものとする。

3 事業所は、利用者の食事に要する費用として、利用者負担段階によって下記に定める

負担額に相当する費用を徴収するものとする。

- 4 事業所は、利用者の居住に要する費用として、利用者負担段階及び居室によって下記に定める負担額に相当する費用を徴収するものとする。

食事及び居住に関する費用負担額

(別紙参照)

- 5 理美容代

(別紙参照)

- 6 その他、指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

- 7 第3項及び第4項の費用について、介護保険法施行規則第83条の6〔第97の4〕の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額と第3項及び第4項に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。なお、第4項について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第21号）により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあつては、多床室の費用の額の支払いを受ける。

- 9 前7項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

- 10 指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

- 11 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

- 12 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

(送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は射水市、高岡市（福岡町を除く）とする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 指定短期入所療養介護事業所〔指定介護予防短期入所療養介護〕において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(施設利用に当たっての留意事項)

第11条 居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 事業所は、指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずる。

2 事業所は、利用者に対する指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

4 事業所は、利用者に対する指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第14条 事業所は、指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

- 第15条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

- 第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。

(4) (1) ～ (3) に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（地域との連携）

第19条

事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との連携に努める。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第20条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する

(3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるも

のとする。) 及び従業者に対する研修を定期的に行う

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (5) 2 施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- (6) 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- (7) 4 施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 施設は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

- 2 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 施設は、従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 施設は、介護医療院サービスの提供に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団 檜の木会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

改訂 令和6年4月1日 第16条(業務継続計画の策定等)を追加 第18条(身体拘束)を変更 第20条(事故発生の防止及び発生時の対応)を追加

改訂 令和6年8月1日 第8条(利用料等)居住費の変更

改訂 第9条(通常の事業の実施地域)を(送迎の実施地域)に変更 第17条(虐待防止に関する事項)指針の整備、委員会の実施、担当者の設置を追加